

1. ご遺族サポートハンドブックについて

このハンドブックは、身近な方が亡くなられたことに伴い必要となる各種手続きをまとめております。
区役所・総合支所での手続きのほか、区役所・総合支所以外での主な手続きについても掲載しております。

(1) 区役所・総合支所での手続き

ご遺族サポート窓口を利用せずに手続きを行うことも可能です。その場合は、以下の流れで必要な手続きを行っていただくこととなりますので、ご確認ください。

① チェックリストで手続きを確認

5～7ページのチェックリストを使い、亡くなられた方について当てはまる項目に✓を付けます。
✓が付いた項目の「必要な手続き」名と「参照ページ」を確認し、詳しい手続き内容を確認しましょう。
※4ページのフローチャートで大まかな手続きを確認することもできます。

亡くなられた方は

☒ 世帯主で、同じ世帯に残る方が2人以上いる

該当する質問に✓を付ける

亡くなられた方は	必要な手続き	参照ページ
☐ 世帯主で、同じ世帯に残る方が2人以上いる	☒ 世帯主の変更	8 A
☐ せんだい市民カード、印鑑登録証を持っていた		8 B
☐ 国民健康保険に加入していた	☐ 資格喪失 ★	9 A
	☐ 葬祭費の支給申請 ★	9 B
☐ 世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる	☐ 世帯主の変更	9 C
☐ 戦場、戦死、家族を扶養していた	☐ 家族の国民健康保険加入	10 A
☐ 国民健康保険に加入していた	☐ 保険料の納付	10 B
☐ 亡くなられた方が、世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる	☐ 葬祭費の支給申請 ★	
☐ 亡くなられた方が、世帯主で、同じ世帯に国民健康保険に加入している方がいる	☐ 世帯主の変更	
☐ 限度額適用・標準負担額減額認定証を持っていた		

参照ページ「8 A」

8ページの「A 世帯主の変更」の手続きへ

【事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用する場合】

- ・★マークの手続きは、原則、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了します。
- ・その他の手続きについても、氏名や住所等を印字した申請書のご用意や、番号札の事前取得、担当部署へのご案内などを行います。

主な分類ごとにチェックリストを掲載

② 必要な持ち物や窓口を確認して手続き

①でチェックした参照ページから、手続きに必要な持ち物や窓口などを確認して手続きをしましょう。

「詳しくはお問い合わせください」と記載のあるものは、亡くなられた方や手続きされる方の状況により必要なものが異なりますので、あらかじめお電話等で担当窓口を確認をお願いします。

※各区役所・総合支所の代表電話番号は45ページをご覧ください。

手続きにあたっては
3ページ 基本の持ち物・注意事項
についても確認をしましょう。

5. 区役所・総合支所での手続き

世帯主変更
せんだい市民カード
印鑑登録証

※★マークの手続きは、事前申込の上、ご遺族サポート窓口を利用された場合に、原則手続き窓口へ行くことなく、ご遺族サポート窓口のみで対応が完了する手続きです。

住民票関係

A 世帯主の変更

亡くなられた方が世帯主であった場合に、世帯主を変更する手続きです。
なお、亡くなられた方と同じ世帯の方がお一人の場合は、自動的にその方が世帯主となるため、手続きは不要です。

手続きできる人
同一世帯員

手続きの期限（亡くなられてから）
14日以内

手続き窓口
各区役所……………戸籍住民課
宮城総合支所……………税務住民課
秋保総合支所……………総務課

お持ちいただくもの
□ 本人確認書類

お持ちいただくもの
□ 本人確認書類

※注意：手続きを行う窓口は、亡くなられた方が住民登録をされていた区の区役所（総合支所の区域内の場合は総合支所）の窓口です。

主な相談窓口一覧